

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年3月6日（平成29年（行情）諮問第78号）

答申日：平成29年7月5日（平成29年度（行情）答申第136号）

事件名：「H27年度 特定市教育委員会から提出された文書（児童生徒の自殺未遂分） 事件等報告書」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「H27年度 特定市教育委員会から提出された文書（児童生徒の自殺未遂分） 事件等報告書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月13日付け27受文科初第2868号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立ての趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

（2）異議申立ての理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立てに係る行政文書について

本件異議申立てに係る行政文書は、「H27年度 特定市教育委員会から提出された文書（児童生徒の自殺未遂分） 事件等報告書」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、不存在のため、不開示としたところ、異議申立人から、原処分の取消しを求める旨の異議申立てがされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

平成27年4月24日付け事務連絡等において、児童生徒が自殺未遂をした場合に「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告を求めているところであり、当該報告書が本件対象文書に該当しうる。そのため、

平成27年度分の「児童生徒の事件等報告書」が記載されたファイルを確認したところ、特定市教育委員会から提出された児童生徒の自殺未遂分に係る文書は存在しない。したがって、本件対象文書は不存在である。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、本件対象文書が不存在のため、原処分の決定を行ったところであり、異議申立人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月13日 審議
- ④ 同年7月3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行ったところ、異議申立人は、本件対象文書を作成又は取得しているとして、本件対象文書を不存在により不開示とした原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 文部科学省では、児童生徒をめぐる重大事件や自殺等の事実関係を正確かつ迅速に把握するため、各都道府県及び指定都市教育委員会等に対し、児童生徒をめぐる重大事件や自殺等が発生した場合ごとに「児童生徒の事件等報告書」を提出するよう依頼しており、自殺未遂についても、その報告の対象としている。

イ 異議申立人の開示請求の内容から、当該報告書が本件対象文書となり得ると考え、特定市教育委員会から提出された「児童生徒の事件等報告書」が記載されたファイルを確認したが、特定市教育委員会から提出された児童生徒の自殺未遂分に係る文書の存在は確認できなかった。

ウ 念のため、文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書を保有していないとする、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、その探索方法について不十分であるとはいえない。

したがって、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司